



記者発表資料	
令和6年11月15日	
担当課 (担当)	デジタル戦略課（山根） 保険年金課（池上） 市民課（北村）
電 話	市民課 30-8190 （内線 7340）

マイナ保険証サポート窓口の設置について

市民の皆さんにマイナ保険証へスムーズに移行していただけるよう、以下のとおり対応することとします。

1 概要

(1) 現行の保険証の廃止時期

- ・マイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、現行の健康保険証は令和6年12月2日に廃止（新たに交付を行わない）
- ・廃止時点で発行済みの健康保険証は、改正法の経過措置により廃止日から最長1年間は引き続き使用可能（有効期限まで使用可能）

(2) 健康保険証廃止後の予定について

マイナ保険証を保有している方

ご自身の被保険者資格を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合変更時等に「資格情報のお知らせ」が保険者から交付

（オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関で、マイナ保険証と一体で携帯することで受診可能）

マイナ保険証を保有していない方

申請無しで各保険者から「資格確認書」を交付

2 専用窓口（臨時）の設置

1番窓口の横（東側）に、0番窓口「マイナ保険証サポート窓口（仮称）」を臨時的に設置します。

(1) 期 間：令和6年11月20日（水）～12月27日（金）

（終期については、状況に応じて変更）

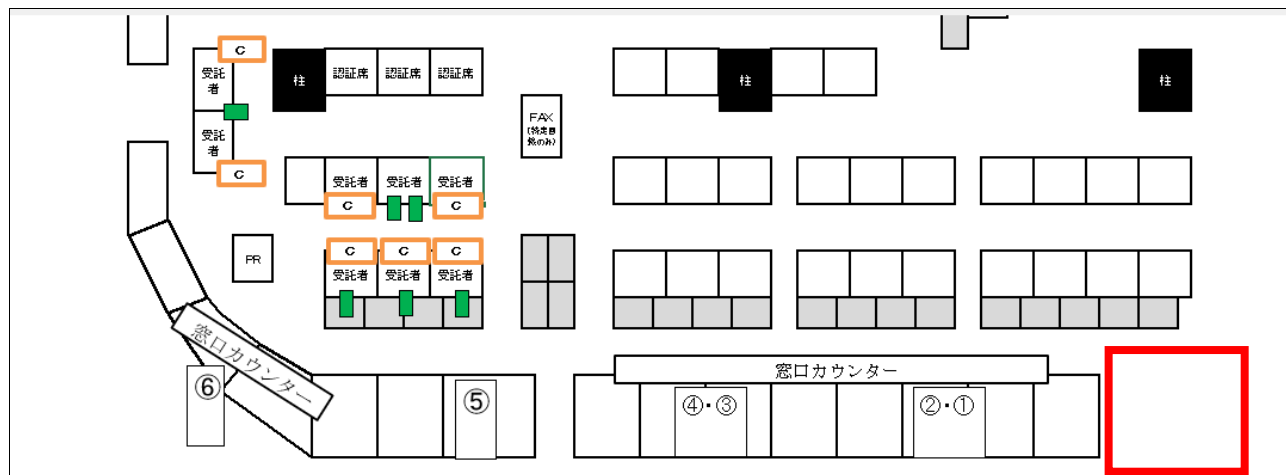
(2) 対象者：マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する手続きの方

（4桁の暗証番号がわかっている方）

(3) 体 制：

デジタル戦略課、保険年金課、市民課の3課でシフトを決めて対応。

(4) サポート窓口の位置図



*机、椅子、パーティションを設置し、
利用登録を行う。

「マイナ保険証サポート窓口」

3 その他

保険年金課でも、国保や後期高齢の手続きの流れでマイナ保険証の利用登録の申出があった場合はサポートできる環境を整えている。